

月例総会議事録

- 1 招集日時 平成30年1月18日（木）
- 2 開会日時及び場所
平成30年1月18日（木） 午後3時00分
防府市役所1号館 3階南北会議室
- 3 閉会日時 平成30年1月18日（木） 午後3時52分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

(1番)石川 眞平 (2番)池田 静枝 (3番)中山 博祐 (4番)宇多村史朗
(5番)井元 均 (6番)吉本 典正 (7番)木原 伸二 (8番)古谷 修造
(9番)光井 憲治 (10番)田村 正信 (11番)石田 卓成 (12番)熊安 悦子
(13番)鹿角 清美 (14番)池田 圭介 (15番)原田 道昭 (16番)内田 成男
(17番)三輪 栄一 (18番)藤井 伸昌

(2)欠席者（0名）

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	中谷 純一
〃 局長補佐	永田 正明
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	中司 朱美

6 提出議案及び報告事案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第18条但し書きの規定による合意解約について

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第5号 現況証明書の発行について

報告第6号 農地法施行規則該当転用届について

報告第7号 農家基本台帳への登載願について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

13番 鹿角 清美委員

14番 池田 圭介委員

午後3時00分開会

○事務局 ただいまから1月の月例総会を開催いたします。

本日の月例総会の欠席の委員はいらっしゃいません。出席委員さんは過半数を超えておりますので、会議規則第6条の規定により総会が成立しておりますことを御報告いたします。

本日は、推進委員の皆様にも御出席をいただいております。よろしく願いいたします。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

○藤井会長

(挨拶)

本日の議事録署名委員さんは、13番の鹿角委員さん、14番の池田委員さんでございます。よろしく願いいたします。

それでは、審議に入ります。

議案第1号、事務局説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからになります。

議案第1号につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が2件提出されており、2件とも所有権の移転です。目的は、新規就農が1件、規模拡大が1件です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしく願いします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番の原田でございます。

議案第1号の1は、所有権移転の申請でございます。現地確認及び申請者への聞き取りを1月14日に行いましたので、報告いたします。

現地は、——、————の一番南側に位置しております。話を聞いたところ、譲渡人の————は、——から17年前に新規就農されたんですが、このたび、両親の介護のために——に帰らざるを得なくなり、今後耕作が困難ということから譲り渡すとされ、譲受人の————は、農業経営のイチゴ栽培に強い意欲を持っておられ、新規就農するために本農地を譲り受けることにしたということでございます。

ここの農地のほかに、——の所有の宅地住宅もあわせて購入されるということでございます。営農計画の詳細は添付資料の1ページ及び2ページに書いてありますので、ご覧になっていただければと思います。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明をいたします。

まず、第1号の全部効率要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等から見て、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人規定及び第3号の信託要件の規定については、該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、譲受人は営農計画書のとおり農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事することができると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、下限面積は50aですけれども、現地は55aなので、要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので、転貸禁止要件には該当しておりません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率、かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

皆様の御審議のほど、よろしく申し上げます。

○藤井会長 以上、説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方、申し上げます。どうぞ。

○11番 この方何歳ぐらいの方。

○15番 家族状況等を簡単に御説明させていただきます。

——、これ——です。——。——から通勤してやるという話なので、本人に本当に通勤できるのかということで確認いたしました。——40分程度。営農計画には30分と書いてありますが、40分はかかります。現に11月中旬から見習いという形で、既にイチゴ栽培に現在取り組んでおられます。家族は——で、これは——なのですが、——は一般の会社員です。——、——。——から通勤して、イチゴ栽培に携わると。繁忙期には、そこに泊まり込みができるから家も買ったということで、——、どうするんですかと聞いたら、——、すぐ隣が——だそうです。——。——と——が会社を営んで、現在、——、——その会社の経理を一部手伝っているということで、そっちは今年新しい——に譲って、本人はイチゴ栽培をとにかくやりたいという話でした。——は、今でも、——がすぐそばなので、面倒を見ていて、その点は余り心配していませんという話でした。

それから、経営に関しては営農計画のとおりなのですが、常時作業員として————を常時雇用するというので、通常は————とその常時雇用の————で仕事をして、繁忙期は————の今まで————が雇っていたパートの方をそのまま引き継ぐということで、既にそういう話も、もうしているということでした。

それから、————は、来月にはもう————に帰るということで、帰った後も遠隔で指導したいと。年に何回かはこっちへ来て、指導はやりたいということだったので、特に私は問題ないなというふうに判断いたしました。

以上です。

○11番 ありがとうございます。頼もしいなと思って、聞かせていただいています。青年就農給付金はもらえるんですか。

○15番 いや、その話はまだしてないです。

○11番 聞いてないね、了解です。わかりました。

○藤井会長 もらうつもりはない。

○11番 もらうつもりないんですか。もったいないなと思って。

○藤井会長 ありません。

ほかに何かございませんか。私としては、譲渡人の————が聞いたら、すぐ帰るということなので、ちゃんと指導、誰がするのかという問題があるかと思うんですけども、周辺のイチゴ農家の協力を仰ぐとその辺のところでもよろしくお願いします。

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入りますので、賛成の方挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、よろしくお願いします。

○14番 14番の池田圭介です。

議案第1号の2番について御説明いたします。

当案件は農地法第3条による所有権の移転、土地の譲渡でございます。

平成30年1月14日日曜日午前9時ごろ、————方へ出向き、聞き取り調査並びに現地確認をいたしました。

現地は県道————の————から300mぐらい手前。————に向かっていると左側にあります。

譲受人の————は、譲渡人の————から、自分は————のため、耕作ができなくなっ

たので、————に譲り渡すので耕作してほしい旨の依頼があったとのことです。

————は——で生活を営んでおられますが、営農計画書3ページに記載してあるとおり、——が主として農業に専業して取り組んでおられ、————は仕事の合間を縫って——を補助してられるとのことでした。自分は現在——なので、いずれ定年になったら、皆さんと行ってみたいとのことでした。

農機具の保有状況は営農計画書に記載してあるとおり、農舎の中に発動機、トラクター、草刈り機、耕運機等が置かれていました。農作物の出荷先に————と記載してありますので、どのような作物を出荷しておられるかと聞いたところ、ジャガイモ、サツマイモ、タマネギ、ピーマン等を出荷しておられるとのことでした。

また、————との聞き取り調査並びに現地確認が済んだ後、————と2人で————宅に出向き確認したところ、申請書のとおり間違いありませんので、どうぞよろしくお願いいたしますということでした。

このことから、本案件を農地法第3条の許可基準に照らし合わせますと、農地法第3条第2項第1号の全部効率要件につきましては該当しないと判断しました。

4号の農作業常時従事要件につきましては、該当しないと判断しました。

5号の下限面積要件につきましては、超えております。

7号の地域との調和要件につきましては、なしと判断しました。

なお、農地法第3条第2号、第3号、第6号につきましては、本案件は該当しておりません。

以上により、地元農業委員としては、農地法3条による所有権移転の許可基準を満たしていると思われませんが、皆様の御審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただけたら挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第2号、事務局説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明いたします。

議案書の2ページ、資料の5ページからになります。

議案第2号につきましては、農地法第5条の規定による許可申請が9件出されておりますが、6番の太陽光発電設備は取り下げになり、今回は審議いたしません。

転用目的につきましては、自己用住宅が1件、太陽光発電設備が6件、建売住宅が1件です。

受付番号1ですが、自己用住宅です。農地区分は集団農地面積8.1haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は施行規則第33条第4号の集落接続です。開発許可申請準備中です。

受付番号2、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積0.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号3、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積8.94haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号4、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積8.94haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号5、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積8.94haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号7、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積8.94haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号8、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積8.94haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号9、建売住宅です。農地区分は集団農地面積0.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 本日は、この議案審議の後に関係機関からのいろいろな説明議案がたくさんございますので、なるべく円滑に進めたいと思いますので、各委員さん、了承いただければというふうに思います。

それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田でございます。

本案件は、——にお住まいの——が所有する農地を現在——に住まれている——が借りて、家を建てようというものです。もともと、この——は、相続でこの土地を取得されたんですけど、5ページのすぐ、この黒塗りしてあるところの西側にある——になりまして、その——がずっと管理をされていたということです。今まで耕作も自分ではしたことないとのことでした。今回、この——がこの——が要は——に当たるということでございます。その人に土地を貸して、住宅を建てようというものであります。

ちょっと5ページ見ていただいたら、奥に農地が少し残ってしまうんですけど、転用した後、その入り口は、そこに入る道はちゃんと2m程度確保して、農転をかけるとのことでした。奥についても引き続き、この——が管理をされるとのことでした。

先日、事務局と会長と一緒に見に行ったんですけど、特に問題はないかなと思います。

以上、御審議お願いいたします。

○藤井会長 説明終わりました。審議に入ります。御意見のある方お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田でございます。

本案件は、——にお住まいの——の農地を——にお住まいの——が取得し、太陽光発電を設置しようとするものです。

参考資料の11ページご覧いただきますと、今回の申請が出ている図面があるんですけど、そのすぐ左側にある——というお宅が所有者のお宅でございます。先日、事務局、会長とともに一緒に現地確認に行きましたところ、その後、聞き取りもしたところ、——は——の方が仕事されて、太陽光を設置されるんですけど、管理は——にある太陽光の会社が今後の管理は行われるとのことでした。その会社に今後の管理についていろいろ聞いたところ、周辺の草刈りについては、元地主の——、この方が行われる。——なんで、お元気な間は行われると。中については草ぼうぼうにならないように防草シートを張ると。水路掃除も——が引き続き行われる予定とのことでした。

特に周辺に迷惑がかかりそうなこともないのと、あと1点気になったのは、13ページご覧いただくと、ちょっと大きい図面が出ているんですけど、隣が——1件ほど田が残るんですよね、中途半端な形で、奥の方はどうしていますかと聞くと、ここの方にも承諾を得ていますと。ここに入れなくなるんじゃないかということを行ったんですけど、13ページの色が塗ってあるこの形の一番上の部分ですね、緑の線がある上の部分に農機具が通れるぐらいの通路を残して、今回転用しますということでした。

ちょっと長くなって申し訳ないです。

今までもこの自治会で、農地転用して太陽光設置したわけじゃないんですけど、雑種地とかに太陽光を設置して、結構地元といろいろな問題が過去にも起きていた地域でもあって、自治会長さんに、今回、こういうお話がありますということを行ったら、ぜひ、業者のほうから説明をさせてくれということで、業者のほうから、ちゃんと自治会長さんにも説明していただき、自治会長さんの承諾も得ております。

以上でございます。特に問題はないかと思っておりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。

議案2号の3から5号は同じような内容なんです。

○藤井会長 3、4、5、同時上程させていただきます。地元委員さん、よろしくお願いします。

○1番 議案第2号の3から5号については、———の農地を———、また、———
———、———が譲り受けて、太陽光発電施設を建設するため転用したいという
申請です。

1月11日に、———の代理人をされています———と現地で確認及びヒアリングを
行いました。

また、1月16日に事務局、宇多村小委員長と現地の確認を行っております。その結果を御報告い
たします。

現地は、———から———に行く道のちょうど真ん中辺を西に、———のほうになるんですが、向
かって200mぐらいのところ。場所、離れていますが、そこはもう少し西に行って、300m
ぐらい行ったところになります。地図は、資料の29と31がわかりやすいと思います。

譲渡人は相続で取得しましたが、県外在住で耕作困難です。そのため、農地の譲渡先を探していた
ところ、今回申し出があり、太陽光発電を建設するために転用して使用するという事です。

次に、この案件にかかわる農地法の許可基準についてですが、資料は23ページから34ページに
なりますが、この農地区分は第2種農地です。周辺の土地で目的を達成できない場合は許可となりま
すので、譲受人はこの周辺に農地を持っておりません。したがって、他の土地での達成はできないと
いうことで、許可となります。

それから、11月に譲渡されたところがあるんですが、隣接地で既に太陽光発電の施設ができるよ
うになっていますので、送電網もあるというふうになっております。

それから、地元の水利組合にも確認しましたところ、届け出がされているということなので、一応、
いいですという話でもないとは思いますが、届け出は見ましたということでした。

次に、一般基準の転用の確実性及び転用面積妥当性についても許可基準に該当すると判断します。

皆様の審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見がある方はお願いします。どうぞ。

○11番 11番、石田です。説明資料の35ページで、間にぽつんと田んぼが一個抜けているところが、転用が出てないところがあるんですけど、ここは作られているんですか。

○1番 全部休耕しています。

○11番 休耕なんですかね。

○1番 それを管理されているのは、——と書いてあるんですが、ここに——が一人、——が一人いたんですが、この方が農業公社に対して、年3回、草刈りだけでした。相当な費用でした。

○11番 ありがとうございます。周辺住民に説明はなされていますか。

○1番 済んでいます。

○11番 はい、わかりました。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

これは、譲渡人は皆同じなんですけれども、譲受人が三者とも違うんですけれども、これはそれぞれの3者に確認はとっているんですか。

○1番 ——のほうで代理をしていますので。

○藤井会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。御承認いただける方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3、4、5番、可決、承認いたします。

続きまして、同じように、7、8番、譲渡人が同じ人なので、一括で上程させていただきたいと思っています。

○1番 1番、石川です。

議案第2号、7から8ですが、資料は51ページから52ページになります。この土地は、——の農地を——が譲り受けて、太陽光発電施設を建設するために転用したいという申請です。

先ほどと同じように、1月11日に代理人の——と現地で確認とヒアリングを行いました。

それから、1月16日に事務局と宇多村小委員長と一緒に現地確認を行っております。

現地は、先ほどの件のすぐ隣側になるんですが、幅が4mぐらいの道路を挟んで、両側になるんですが、左側の小さいほうが、ここは既に竹やぶの状況になっています。その横に宅地があるんですが、

ここは私も竹やぶと思ってたんですが、中に家があるそうです。旧宅地ということで、崩れそうな家があるということですが、それを全部きれいにして、一緒に作るということでした。

譲渡人はお勤めでして、現在耕作はされておられません。草は刈ってありますが、一部に果樹が植えられてありまして、ただ、草を刈っているだけということで、もう長年耕作した痕跡は全くありません。今言いましたように誰が見てもどうしようもない竹やぶという状況になっております。

そのため、農地を譲渡したいということで探していたところ、今回申し出があり、太陽光発電を建設するための転用をするということでした。

この農地については、農地区分は2種農地です。周辺の土地では目的を達成できない場合になりますが、この方も今土地がないので、周辺の農地では達成できないと思われまして。

それから、先ほど言いましたように、隣接地がもう既に太陽光発電を作られる予定になっておりますので、送電網もありますし、その辺は有利になっております。

それから、地元水利にも届け出はされております。

草の対策のため防草シートを張るということになっておりますし、代理人が一人で全部できるまでは管理するようなので、全部そこは周りの説明もされておりますし、草はきちんとやって、フェンスも当然やりますということでした。一般基準の転用の確実性、面積の妥当性についても、許可基準に該当すると判断をします。

皆様の御審議をよろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。

○16番 16番の内田です。

○藤井会長 はい、どうぞ。

○16番 50ページの事業計画書で申請地面積が834m²とあるんですが、これは登記面積が154しかないですね。これはどうなんでしょうか。

○藤井会長 事務局、どうぞ。

○事務局 書き方が悪くて申し訳ないです。一体利用する宅地部分、黄色でマーカーしているところですが、49ページを見てもらったらと思いますけど、680.75あって、それを合わせた面積が事業計画書に書いている834.75ということでした。申請地面積と書くとわかりにくかったです。一体利用地を含めた面積がそれということでした。

○16番 —————は、でも、これ宅地なんでしょう。

○事務局 隣接は宅地です。

○1番 旧宅、別に家を持っている。

○事務局 今は竹やぶみたいになっています。登記簿上は宅地です。

○16番 これを含めてやられるということですか。

○事務局 そうです。

○16番 発電量も66kWだから大分大きくなるしね。宅地も含めてということですね。

○事務局 そうです。

○16番 はい、わかりました。

○藤井会長 ほかにございませんか。どうぞ。

○11番 11番です。石田です。仲介された業者というのは、この辺の業者さんなんですか。管理される予定の今後。

○1番 できるまでは、取りつけられているのは……。

○11番 いや、この辺にある会社なんですか。

○1番 ーです。

○11番 はい。

○1番 ーと……。

○11番 ー本人がやられるんですか。

○1番 と、ーでされます。ーという会社。

○11番 了解です。わかりました。

○藤井会長 何かあります。

○事務局 多分、石田さんが聞かれているのは、パネルの設置業者と管理業者という話だと思うんですけど。

51ページの右側に設計がーというのが書いているんです。これがパネル設置及び管理をする会社です。ー。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、8番、可決、承認いたします。

続きまして、9番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。

議案第2号の9は、ーのーの農地をーが譲り受け、建売住宅を建設するために転用したいという案件です。

現地確認を事務局及び小委員長とともに1月16日に行いましたので、その結果を報告します。

現地は、ーの隣の隣の隣の田になります。資料にあるように、農地区分は第2種農地となり、私の実家の近くでもかなり宅地化が進んでいる地域になります。

次に、事業計画ですが、資料56ページを御参照ください。

約2反半の農地に建売住宅8棟を建設する予定です。

譲り受け業者の—————ですが、—————で、市内でも幅広く開発をされており、現行でも多くの案件を持っておられます。

防除計画ですが、58ページを御参照ください。

汚水に関しては、浄化槽を通して、農業用排水路に放出するようになっております。

水利組合に対しても12月20日に説明されており、承諾済みとのことです。

以上、説明となります。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願ひします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第3号と4号を一括上程させていただきたいと思ひます。

関連のあるところで、報告事項3号を参照しながら検討いただければと思ひます。

事務局、お願ひします。

○事務局 御説明いたします。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明させていただきます。

議案書4ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第3号につきましては、平成30年1月26日公告予定の利用権設定の申請が41件提出されております。農地の集積面積は18万6,552.97m²でございます。

内容としまして、41件中、使用貸借の設定が23件、賃貸借の設定が18件、新規20件、再設定22件となっております。それぞれの計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書11ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第4号につきましては、県で公告予定の利用権設定が29件です。

内容としまして、議案第3号の番号13から41までについて、公社から貸し付けを行うものです。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 議案第3号、4号につきましては、本来ならば、関係委員さんは退出願うところでございますけれども、今回、私を含めて5人の委員さんがおられますので、今回はこのまま進めさせていただきたいと思っております。御了承願います。

それでは、議案第3号、4号につきまして、説明が必要だと思われる地元委員さん、意見がございましたら、お願いします。また、質問のある委員さんはお願いしたいと思います。

これは私の案件も含まれておりますけれども、私どもの集落、大体60町ぐらいあります。その中に認定農業者が4名いたんですけれども、今回そのうちの2人がやめるということで、結局、10町近くまた出てしまったわけです。今回は私も含めて地区外の認定農家さん方が受けてくれましたので、何とか、この10町近くの田が耕作可能になったんですけれども、どこも、こういった状況は起こり得る話で、個人で大きな面積を持つと、いつどうなるかわからない。限界がすぐ来るような感じですので、やはり、こういうときには地理的な集落営農も必要なんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、これからも実状を考慮された上で、そういった組織作りに向かっていけないかなと考えていただければと思います。

ほかに何かございませんか。何か関係の地元委員さんで説明が必要だと思われるものがあつたらお願いしたいんですけど、ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案3号、4号、承認いただける方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第3号、議案第4号、可決、承認いたします。

議案審議は以上でございます。

報告事項が1号から7号までございます。目を通していただいて、御意見のある方はお願いします。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、御意見がないようですので、以上で議案審議は閉じたいと思っております。

午後3時52分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 1月18日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員